静岡市保存樹木等保全事業助成等要綱

（趣旨）

第１条　静岡市は、静岡市みどり条例（平成27年静岡市条例第14号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、保存樹木等の保全に当たる所有者等に対して、予算の範囲内において助成金を交付するとともに、条例第16条の規定に基づき、保存樹木等の所有者等に対して、保存樹木等の保全のために必要な技術的支援（以下「技術的支援」という。）をするものとし、その助成金の交付及び技術的支援（以下「助成等」という。）に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（助成事業）

第３条　助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、次に掲げる事業で、市長が必要があると認めるものとする。ただし、第14条第１項に規定する資材の支給の対象となるものについては、助成金の交付の対象としない。

（１）保存樹木等の管理に関する事業

（２）損傷した保存樹木等の修繕に関する事業

（３）災害等により倒木した保存樹木等の復旧に関する事業

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

（助成対象経費）

第４条　助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成事業に要する経費のうち、市長が必要があると認めるものとする。

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、助成対象経費の２分の１以内において市長が定める額とし、30万円を限度とする。

（交付の申請）

第６条　助成金の交付の申請をしようとする保存樹木等の所有者等は、保存樹木等保全事業助成金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（１）事業計画書（様式第２号）

（２）保存樹木等の所在が分かる書類

（３）保存樹木等の現況写真

（４）助成事業を業者に依頼する場合にあっては、その見積書の写し

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（交付の決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、助成金の交付を決定したときは、保存樹木等保全事業助成金交付決定通知書（様式第３号）により、当該申請をした保存樹木等の所有者等に通知するものとする。

（交付の条件）

第８条　市長は、前条の規定により助成金の交付の決定をする場合において、規則第６条第１号から第３号までに掲げるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

（１）助成事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度の終了後10年間保管しなければならないこと。

（２）前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

（変更、中止又は廃止の承認申請）

第９条　第７条の規定により助成金の交付の決定を受けた保存樹木等の所有者等（以下「助成事業者」という。）は、助成事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ保存樹木等保全事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第４号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）変更事業計画書（様式第２号）

（２）保存樹木等の現況写真

（３）前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（変更、中止又は廃止の承認）

第10条　市長は、前条の規定により承認の申請があった場合は、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、保存樹木等保全事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第５号）により当該助成事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条　助成事業者は、当該助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を得た場合を含む。）又は助成金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに保存樹木

等保全事業実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）助成事業の実施が確認できる写真

（２）前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（助成金の額の確定）

第12条　市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地確認等を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、保存樹木等保全事業助成金交付確定通知書（様式第７号）により当該助成事業者に通知するものとする。

（請求）

第13条　前条の規定による通知を受けたものは、速やかに請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（技術的支援の内容）

第14条　技術的支援の内容は、市長が保存樹木等の所有者等に対してその所有する保存樹木等の保全のために必要な管理の方法に関し行う助言及び保存樹木等の管理のために必要な保存樹木等の周辺の清掃に要する資材の支給とする。

２　前項の規定による資材の支給は、別表第１に掲げる保存樹木等の区分に応じ、同表に定める付与点数の範囲内において、別表第２に定めるところにより算出した点数に相当する資材を支給するものとする。

（技術的支援の依頼）

第15条　技術的支援を受けようとする保存樹木等の所有者等は、技術的支援依頼書（様式第９号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（１）活動計画書（様式第10号）

（２）保存樹木等の所在が分かる書類

（３）保存樹木等の現況写真

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（技術的支援の決定等）

第16条　市長は、前条の規定による依頼があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、技術的支援をすることを決

定したときは、技術的支援決定通知書（様式第11号）により、当該依頼者に通知するものとする。

（資材の利用の制限等）

第17条　技術的支援により支給を受けた資材は、保存樹木等の保全の目的のためにのみ用いるものとし、他の目的に供してはならない。

２　技術的支援により資材の支給を受けたものが前項の規定に違反した場合は、市長は、当該資材の返還を命ずることができる。

（雑則）

第18条　この要綱に定めるもののほか、助成等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成27年７月31日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年８月１日から施行する。

別表第１（第14条関係）

区分	付与点数
保存樹木	１本につき30点
保存樹林	１箇所につき50点

別表第２（第14条関係）

資材の種類	点数	支給する資材の規格等
竹ほうき	１本につき６点	長さ約1850㎜
箕（プラスチック）	１個につき７点	縦約420㎜×横約410㎜×高さ約150㎜
軍手	１袋につき４点	１袋とは、軍手12双入りのもの（滑り止め付きフリーサイズのもの）をいう。
ごみ袋	１セットにつき９点	１セットとは、市指定事業所用20リットル袋10枚入をいう。
火ばさみ	１本につき３点	長さ約600㎜

様式第１号（第６条関係）

保存樹木等保全事業助成金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）静岡市長

住所

申請者　　氏名

電話

助成金の交付を受けたいので、静岡市保存樹木等保全事業助成等要綱第６条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　事業の名称

２　保存樹木等の種類（該当を○で囲む。）　　保存樹木　・　保存樹林

３　指定番号及び樹種　　第　　号

４　樹木等の規模　　樹高　　m、樹林面積　　㎡

５　樹木等の所在地

６　助成金の交付を申請する理由

７　交付申請額　　円（総事業費　　円）

８　事業実施予定日　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで

９　添付書類

（１）事業計画書（様式第２号）

（２）保存樹木等の所在が分かる書類

（３）保存樹木等の現況写真

（４）助成事業を業者に依頼する場合にあっては、その見積書の写し

様式第２号（第６条関係）

事業計画書（変更事業計画書）

事業の目的
事業の内容
実施方法の概要
特記事項

様式第３号（第７条関係）

第　　号
年　月　日

様

静岡市長　氏　　名　印

保存樹木等保全事業助成金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった助成金の交付については、静岡市保存樹木等保全事業助成等要綱第７条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

１　保存樹木等の種類
２　樹木指定番号及び樹種　　第　　号
３　交付決定額　　円
４　交付の時期
５　交付の条件
（１）次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
ア　助成事業の目的及び内容
イ　助成事業の事業計画及び収入支出の予算
ウ　交付を受けようとする助成金の額の算出の基礎
（２）助成事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
（３）助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
（４）助成事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。
（５）（１）から（４）までに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第４号（第９条関係）

保存樹木等保全事業変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日

（宛先）静岡市長

申請者　住所　（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話

年　　月　　日付け　　第　　号により助成金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市保存樹木等保全事業助成等要綱第９条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　保存樹木等の種類（該当を○で囲む。）　　保存樹木　・　保存樹林

２　指定番号及び樹種　　第　　号

３　変更（中止・廃止）の内容

４　変更（中止・廃止）の理由

様式第５号（第10関係）

第　　号
年　月　日

様

静岡市長　氏　　名　印

保存樹木等保全事業変更（中止・廃止）承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった助成事業の変更（中止・廃止）については、静岡市保存樹木等保全事業助成等要綱第10条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第６号（第11条関係）

保存樹木等保全事業助成金交付実績報告書

年　　月　　日

（宛先）静岡市長

報告者　住所　（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

報告者　氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

報告者　電話

　　年　　月　　日付け　　第　　号により助成金の交付の決定を受けた事業を完了したので、静岡市保存樹木等保全事業助成等要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

１　保存樹木等の種類（該当を〇で囲む。）　　保存樹木　・　保存樹林

２　指定番号及び樹種　　第　　号

３　樹木等の所在地

４　交付決定額　　円

４　事業完了年月日　　年　　月　　日

５　添付書類

助成事業の実施が確認できる写真

様式第７号（第12条関係）

第　　号
年　月　日

様

静岡市長　氏　　名　印

保存樹木等保全事業助成金交付確定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号により決定した助成金の交付について確定したので、静岡市保存樹木等保全事業助成等要綱第12条の規定により、次のとおり通知します。

１　保存樹木等の種類
２　指定番号及び樹種　　第　　号
３　交付決定額　　円
４　交付確定額　　円

様式第８号（第13条関係）

請求書

年　　月　　日

（宛先）静岡市長

請求者　住所　（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話

　　年　　月　　日付け　　第　　号により交付の決定を受けた助成金の交付を受けたいので、静岡市保存樹木等保全事業助成等要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて請求します。

１　保存樹木等の種類（該当を〇で囲む。）　　保存樹木・保存樹林

２　指定番号及び樹種　　第　　号

３　請求額　　円

４　振込口座　（１）金融機関名

（２）支店名

（３）預金種別

（４）口座番号

（５）口座名義人（フリガナ）

様式第９号（第15条関係）

技術的支援依頼書

年　　月　　日

（宛先）静岡市長

依頼者　住所　（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

依頼者　氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

依頼者　電話

技術的支援を受けたいので、静岡市保存樹木等保全事業助成等要綱第15条の規定により、次のとおり関係資料を添えて、依頼します。

１　保存樹木等の種類（該当を○で囲む。）　　保存樹木　・　保存樹林

２　指定番号及び樹種　　第　　号

３　樹木等の規模　　樹高　　m、樹林面積　　㎡

４　樹木等の所在地

６　技術的支援を依頼する理由

７　支給を希望する資材の内訳

資材の種類	点数	数量	小計（点数×数量）
竹ほうき	6		
箕（み）	7		
軍手	4		
ごみ袋	9		
火ばさみ	3		
合計			

８　添付書類

（１）活動計画書（様式第10号）

（２）保存樹木等の所在が分かる書類

（３）保存樹木等の現況写真

様式第10号（第15条関係）

活動計画書

保存樹木等の種類 （該当を〇で囲む）	保存樹木　・　保存樹林	
指定番号及び樹種	第　　号	
保存樹木等の所在地	静岡市　　区	
活動予定日	作業内容	参加予定人数
年　月　日		人
年　月　日		人
年　月　日		人
年　月　日		人
年　月　日		人
年　月　日		人
年　月　日		人
年　月　日		人
年　月　日		人
年　月　日		人
年　月　日		人

様式第11号（第16条関係）

第　　号
年　月　日

様

静岡市長　氏　　名　印

技術的支援決定通知書

年　　月　　日付けで依頼のあった技術的支援については、静岡市保存樹木等保全事業助成等要綱第16条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1　保存樹木等の種類

2　樹木指定番号及び樹種　　第　　号

3　助言の内容

4　支給する資材の内訳

資材の種類	数量
竹ほうき	
箕（み）	
軍手	
ごみ袋	
火ばさみ	